

Ⅱ 形式要件(有価証券上場規程第 216 条の3、規程第 216 条の6関係)

JASDAQ市場における内訳区分である「スタンダード」と「グロース」については、市場内におけるコンセプトの相違から、形式要件が異なります。

こうした形式要件に関する適合状況については、申請会社が上場申請時等に提出する資料により確認することとなります。

JASDAQスタンダードへの上場申請にあたっては、有価証券上場規程第 216 条の 3 に、JASDAQグロースへの上場申請にあたっては、有価証券上場規程第 216 条の 6 に定める形式要件に適合していることが必要となります。

…形式要件一覧表…

項 目	基 準 の 内 容	
	スタンダード	グロース
①株券等の分布状況 (上場時見込み)	a. 上場日の前日までに行う公募又は売出しの株券等の数が 1,000 単位又は上場時に見込まれる上場株券等の数の 10%のいずれか多い株式数以上にあること b. 株主数が、上場の時まで、200 人以上	
②流通株式時価総額 (上場時見込み)	5 億円以上 (原則として新規上場に係る公募等の見込み価格等に、上場時において見込まれる流通株式数を乗じて得た額)	
③純資産の額 (上場時見込み)	連結純資産の額が 2 億円以上	連結純資産の額が正であること
④利益の額又は時価総額 (利益の額については連結経常利益金額、時価総額については上場時見込み)	a. 最近 1 年間の利益の額が 1 億円以上であること b. 時価総額が 50 億円以上となる見込みのあること	グロースには当該基準はありません
⑤虚偽記載又は不適正意見等及び上場会社監査事務所による監査	a. 「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）の監査意見が「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」 b. 「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は四半期レビュー	

	<p>一報告書の監査意見が「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」</p> <p>c．上記監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載なし</p> <p>d．申請会社に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと</p> <p>（a）最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に「評価結果を表明できない」旨の記載</p> <p>（b）最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制監査報告書に「意見の表明をしない」旨の記載</p> <p>「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）（当取引所が適当でないと認める者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること</p>
<p>⑥株式事務代行機関の設置</p>	<p>当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は当該株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること</p>
<p>⑦単元株式数及び株券の種類</p>	<p>単元株式数が、100株となる見込みのあること</p> <p>新規上場申請に係る株券等が、次のaからcのいずれかであること</p> <p>a．議決権付株式を1種類のみ発行している会社における当該議決権付株式</p> <p>b．複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれかの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式</p> <p>c．無議決権株式</p>
<p>⑧株式の譲渡制限</p>	<p>新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること</p>
<p>⑨指定振替機関における取扱い</p>	<p>指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は取扱いの対象となる見込みのあること</p>

以下において、形式要件の項目ごとにその内容を解説します。

「スタンダード」及び「グロース」において、共通の基準である、①株券等の分布状況、②流通株式時価総額、⑤虚偽記載又は不適正意見等及び上場会社監査事務所による監査、⑥株式事務代行機関の設置、⑦単元株式数及び株券の種類、⑧株式の譲渡制限、⑨指定振替機関における取扱いの7基準については、スタンダード基準における記載事項を参照してください。

スタンダード基準

1 株券等の分布状況

この基準は、上場後の株券の円滑な流通と公正な価格形成の確保を目的として、上場株式について一定程度の流動性を求める基準です。具体的には、以下の（1）及び（2）に適合することが必要です。

（1）上場日の前日までに行う公募又は売出しの株券等の数が、1,000 単位又は上場時に見込まれる上場株式数の10%のいずれか多い株式数以上にあること（注1、2）。

（規程第216条の3第1号a）

（注1）申請会社が、次に掲げる場合は必須としていません。

- ・ 国内の金融商品取引所に上場されている場合
- ・ 上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券等の公募又は売出しを行わない場合

（注2）オーバーアロットメントによる売出し及びそれに関連する事項（シンジケートカバー取引、グリーンシュエオープン）による変動は勘案しません。

（2）株主数（1単位（注1）以上の株式を所有する者の数をいいます。以下同じ。）が、上場の時までに200人以上となる見込みのあること（注2）。

（規程第216条の3第1号b）

この基準は、直前の基準日等（注3）における株主の数に基づき算定しますが、当該基準を設けている趣旨は、上記のとおり、上場後の株券の円滑な流通と公正な価格形成の確保にあることから、直前の基準日等に当基準に適合していない場合であっても、上場の時までに充足すればよいこととなっています。

（注1）1単位は、単元株式数を定めている場合は一単元の株式数、単元株式数を定めていない場合には1株をいいます。

（注2）株券等に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合、1単位以上の株券等に

係る権利を表示する預託証券を所有する者の数は、株主数に加算できます。

（注3）「基準日等」とは、会社法又は優先出資法の規定により設けられた基準日及び社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第151条第1項又は第8項の規定（同法第235条において準用する場合を含みます。）に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいいます（以下同じ）。

（注4）当該基準日等における株主等の状況を把握していないときは、それ以前の株主等の状況を把握している直前の基準日等における株主等の状況に基づき算定します。

また、最近の基準日等以後に申請会社が自己株式取得決議に基づき自己株式を買い付けた場合又は申請会社が所有する自己株式について自己株式処分等決議を行った場合は、以下の方法により株主数を算定します。

①申請会社が自己株式を買い付けた場合

自己株式を買い付けたことにより減少した株主数を、直前の基準日等における株主数から減じます。減じる株主数は、以下のとおりです。

<申請会社が未上場会社の場合>

自己株式取得決議に係る売主の人数（所有するすべての株券等の売付けを行わないことが明らかな売主を除きます）。

<申請会社が上場会社の場合>

基本的には、株式の所有単位数の少ない者から株式が減少したとみなして、減じる株主数を計算します。具体的には以下のとおりです。

- ・ 「買い付けた自己株式数」を、「株式の所有数別状況の最小単位区分における1人当たり平均所有株式数」で除して得た人数
- ・ ただし、買い付けた自己株式数が最小単位区分の所有株式数以上の場合は「最小単位区分の所有株式数に、次に小さい単位区分の所有株式数を順次加えていき、買い付けた自己株式数を超えることとなる区分の前区分までの合計株主数（a）」と、「買い付けた自己株式数から前記（a）と同じ区分までの所有株式数の合計を減じた株式数を、買い付けた自己株式数を超えることとなる区分の1人当たり平均所有株式数で除して得た人数」を合算した人数
- ・ なお、公開買付を行い買付報告書により株式の売付けを行った人数が確認できる場合には、当該公開買付により減少した株主数

（例）株式の所有数別の状況が以下の場合

区 分	株式の状況								単位 未満 株式の 状況
	1,000 単位 以上	500 単位 以上	100 単位 以上	50 単位 以上	10 単位 以上	5 単位 以上	1 単位 以上	計	
株主数	7 人	3	35	43	86	63	3,164	3,401	
所 有 株式数	単位 24,055	1,847	7,837	2,762	1,760	388	3,862	42,511	399

例 1. 取得した自己株式数が 2,000 単位の場合

「自己株式取得により減少する株主数」
 $= 2,000 \text{ 単位} \div (3,862 \text{ 単位} \div 3,164 \text{ 人})$
 $= 1,638.5 \text{ 人}$
 $\Rightarrow 1,639 \text{ 人}$ （小数点以下は切り上げます。）

例 2. 取得した自己株式数が 4,500 単位の場合

「自己株取得により減少する株主数」
 $= 3,164 \text{ 人} + 63 \text{ 人} + \{ (4,500 \text{ 単位} - 3,862 \text{ 単位} - 388 \text{ 単位}) \div (1,760 \text{ 単位} \div 86 \text{ 人}) \}$
 $= 3,227 \text{ 人} + \{ 250 \text{ 単位} \div (1,760 \text{ 単位} \div 86 \text{ 人}) \}$
 $= 3,227 \text{ 人} + 12.2 \text{ 人}$
 $\Rightarrow 3,240 \text{ 人}$ （小数点以下は切り上げます。）

このように、株主数基準では申請会社が最近の基準日等以後に自己株式を取得した場合には、理論上減少する株主数を「自己株取得により減少する株主数」として扱います。

②申請会社が自己株式処分等決議を行った場合

自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する決議である場合は、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして基準日等の株主数に加算します。

（参考）株主数の算定式

単位株主数合計

－) 自己株式取得決議に基づき自己株式を取得した場合に減少する株主数

＋) 自己株式処分等決議により特定の者に譲渡することが決議された場合に増加する見込みの株主数

株主数



2 流通株式時価総額

上場日における流通株式の時価総額が5億円以上となる見込みのあること。

(規程第216条の3第2号)

流通株式とは、上場申請に係る有価証券のうち、大株主及び役員等の所有する有価証券並びに申請会社が所有する自己株式など、その所有が固定的でほとんど流通可能性が認められない株式を除いた有価証券をいいます。

流通株式時価総額に係る基準は、流通可能性の高い株式を一定数以上確保するための基準です。

この基準についても、株主数基準と同様、原則として直前の基準日等における流通株式数に基づき算定しますが（詳細は後述します。）、基準の趣旨も同様に上場後の株券の円滑な流通と公正な価格形成の確保にあることから、直前の基準日等に当基準に適合していない場合であっても、上場の時までには充足すればよいこととなっています。

流通株式時価総額は、流通株式数に株価を乗じて算定します。以下に、流通株式時価総額の算定に用いる流通株式数の算定方法及び株価を解説します。

○流通株式数の算定方法

流通株式数は、直前の基準日等現在における申請会社の発行済株式総数から、流通性の乏しい株券等の数を合算した数を減じて算定します。

(注) 申請会社が保有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合には、当該株式を消却したものとみなし、仮に基準日等現在において未消却であっても、当該消却決議済株式を上場申請に係る株式から減じます。

＜流通性の乏しい株券等の数＞

直前の基準日等現在における、流通性の乏しい株券等として東証が定める株式の数を合算します。具体的には、以下の者が所有する株式を合算します。

なお、同じ者が所有する株式については、重複して計算しません（注1）。

- ・ 申請会社（所有する自己株式を指します。）（注2、3、4、5）
- ・ 申請会社の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含みます。）をいいます。）
- ・ 申請会社の役員の配偶者及び二親等内の血族
- ・ 申請会社の役員、役員の配偶者及び二親等内の血族により総株主の議決権の過半数が保有されている会社
- ・ 申請会社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第8条第8項に規定する関係会社をいいます。）及びその

役員

- ・ 有価証券の数の10%以上を所有する者又は組合（注6）

- (注1) 例えば、申請会社の役員であるA社長が、上場申請に係る株式数の20%を所有しているケースにおいて、A社長の持株数を「申請会社の役員が所有する株式数」に加えた場合、「10%以上を所有する者又は組合」には加えません。
- (注2) 流通株式から除く自己株式数は申請会社が現に保有する自己株式数をいい、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定による決議をいいます。以下同じ。）を行っていても、未取得のものは所有する自己株式数に含まれません。
- (注3) 申請会社が所有する自己株式について自己株式処分等決議（※）を行っている場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を、申請会社は所有していないものとみなし、仮に未処分であっても、当該処分等決議済の株式数を所有する自己株式から減じます。

※ 自己株式処分等決議とは、自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含みます。）又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含みます。）を含みます。）をいいます（以下同じ。）。

- (注4) 最近の基準日等以後において、申請会社が所有する自己株式について自己株式処分等決議を行った場合で当該決議が特定の者に対して譲渡する決議である場合には、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして計算します。したがって、当該決議による譲渡が、流通性の乏しい株式として東証が定める株式を所有する者に対するものであるときは、当該譲渡する株式数を、流通性の乏しい株式として合算します。
- (注5) 申請会社が所有する自己株式について自己株式消却決議を行っている場合には、当該自己株式を消却したものとみなし、仮に未消却であっても、当該消却決議済の自己株式を所有する自己株式から減じます。

（参考） 申請会社が所有する自己株式の算定式

所有する自己株式数（現に所有している株式数のみ）

－) 所有する自己株式数のうち自己株式処分等決議株式数

－) 所有する自己株式数のうち自己株式消却決議株式数

申請会社が所有する自己株式

- (注6) 10%以上を所有する者が所有する有価証券のうち、以下のものは、実質的に多数の小口投資の集積と考えられることから、流通株式に含まれることとなりますので、流通性の乏しい株券等の数からは除外します。この場合、当該株式であることを証明する

書面等（例えば、信託銀行等の証券投資信託・年金信託の組み入れ状況が確認できる資料等）をご提出いただきます。なお、いわゆる従業員持株会は、10%を超えた場合、流通株式に含まれず、流通性の乏しい株券等となります。

- ・ 投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券、その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者又は信託業務を営む銀行等が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている有価証券
- ・ 投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する有価証券
- ・ 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する有価証券のうち信用取引に係る有価証券
- ・ 預託証券に係る預託機関（名義人を含みます。）の名義の有価証券
- ・ その他当該有価証券の数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している有価証券のうち、東証が適当と認めるもの

○算定に用いる株価

流通株式時価総額算定の際の株価には「公募又は売出しの見込み価格」を用います。

「公募又は売出しの見込み価格」とは、有価証券届出書に記載される株券の発行価額の総額又は売出価額の総額（見込額）の算定のもととなった価格（いわゆる想定発行価格、想定売出価格）をいいます。

（参考） 流通株式の算出方法（例）

1) 上場申請に係る株式数

直前の基準日等の発行済株式総数 = 12,325,000株 (A)（1単元の株式数：100株）

2) 流通性の乏しい株式数

①所有する自己株式

株数	100,000株
----	----------

②10%以上保有する大株主（下線部は加算しない）

（単位：株）

名 称	属 性	持株数（比率）	加算しない理由
α 銀行 <u>信託銀行（信託口）</u>	取引先	1,972,000（16.0%） <u>1,848,750（15.0%）</u>	←投資信託口であるため（※）
<u>A氏</u> 従業員持株会	<u>代表取締役社長</u>	<u>1,479,000（12.0%）</u> 1,355,750（11.0%）	

※ 別途投資信託口であることを証明する資料を提出する必要があります。

③上記②の他、流通性の乏しい有価証券として有価証券上場規程施行規則に定めるもの(※)
(単位：株)

名 称	属 性	持株数（比率）
A 氏	代表取締役社長	1,479,000（12.0%）
B 氏	専務取締役	123,250（1.0%）
C 氏	A 氏の妻	61,625（0.5%）
β 有限会社	A 氏が議決権の過半数を持つ会社	61,625（0.5%）
合 計		1,725,500（14.0%）

※ 該当する株主等、詳細については、＜流通性の乏しい株券等の数＞をご参照ください。

$$= \textcircled{1}100,000 \text{ 株} + \textcircled{2}3,327,750 \text{ 株} + \textcircled{3}1,725,500 \text{ 株} = \underline{\underline{\textcircled{B} 5,153,250 \text{ 株}}}$$

3) 流通株式の算定

・流通株式数（数）… (A) - (B) :

$$(A) 12,325,000 \text{ 株} - (B) 5,153,250 \text{ 株} = \underline{\underline{7,171,750 \text{ 株}}}$$

3 純資産の額

上場日における純資産の額が 2 億円以上となる見込みのあること。

(規程第 216 条の 3 第 3 号)

審査対象となる「上場日における純資産の額」は、次のとおりです。

- a 申請会社が、新規上場申請日の属する事業年度開始以後の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出した場合は、直近の「新規上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しに記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額（注 1）が審査対象となります。また、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期貸借対照表（単体）に基づいて算定される純資産の額（注 2）が審査対象となります。
- b 前 a 以外の場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における純資産の額（注 3）が審査対象となります。また、連結財務諸表を作成していない場合には、貸借対照表（単体）に基づいて算定される純資産の額（注 4）が審査対象となります。

また、上記の純資産の額が基準を充足しない場合であっても、上場前の公募による調達見込額又は調達額を加算した純資産の額を審査対象とすることができます。その場合は、「直前事業年度の末日又は直前四半期会計期間の末日における純資産の額」、「公募による調達見込額」及び「審査対象とする純資産の額」を記載した東証所定の「純資産の額計算書」を提出する必要があります。

- (注 1) 「四半期連結財務諸表規則」の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 60 条第 1 項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいいます。
- (注 2) 「四半期財務諸表規則」の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 53 条第 1 項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいいます。
- (注 3) 「連結財務諸表規則」の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 45 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいいます。
- (注 4) 「財務諸表等規則」の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 54 条の 3 第 1 項に規定する準備金等を加えた額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいいます。
- (注 5) 申請会社が IFRS 任意適用会社である場合は、四半期連結貸借対照表又は連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額とします。

○退職給付会計基準の適用に伴う「利益の額」及び「純資産の額」の取扱い

退職給付会計基準の適用による「利益の額」及び「純資産の額」の算出について「特例」を設けております。（規程第705条、規則第717条）

4 利益の額又は時価総額

次のa又はbに適合すること。

- a. 最近1年間の利益の額が1億円以上であること（以下「利益基準」といいます。）。
- b. 上場日における時価総額が50億円以上となる見込みのあること（以下「時価総額基準」といいます。）。

（規程第216条の3第4号）

<利益基準の場合>

（再掲）

- a. 最近1年間（注1）の利益の額が1億円以上であること。

この基準では、連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（以下「連結損益計算書等」といいます。）に基づいて算定される「利益の額」（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書（単体）に基づいて算定される「利益の額」）が審査対象となります。

ここでいう「利益の額」とは、連結財務諸表規則第61条により記載される経常利益金額又は経常損失金額に、同規則第65条第3項により記載される金額（いわゆる非支配株主に帰属する当期純利益）を加減して算出した金額です（損益計算書（単体）の場合は、財務諸表等規則第95条により表示される経常利益金額又は経常損失金額となります。）（注2）。

（注1）「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼります。例えば、上場申請日の直前事業年度が2018年3月期である申請会社についての「最近1年間」は、2017年4月1日から2018年3月31日までの1年間を意味します。以下、「最近」の起算は同様に扱います。

（注2）申請会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額とします。

（注3）利益の額が監査法人又は公認会計士の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、その意見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とします。

（注4）申請会社が最近1年間に事業年度（決算期）の変更を行っているため、1年間の利益の額が単純に算定できない場合の利益の額の算出方法は、連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書の利益の額を月割按分することにより審査対象期間の利益の額を算出します。

○退職給付会計の適用に伴う「利益の額」及び「純資産の額」の取扱い

退職給付会計基準の適用による「利益の額」及び「純資産の額」の算出について「特例」を設けております。（規程第 705 条、規則第 717 条）

＜時価総額基準の場合＞

（再掲）

b. 上場日における時価総額が 50 億円以上となる見込みのあること。

○時価総額の算定方法

上場時において見込まれる上場株券等の数に株価を乗じて得た額に、その申請会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限りません。）に係る時価総額を加えて算定します。算定の際の株価には次の価格を用います。

＜申請会社が未上場会社の場合＞

上場申請に係る公募又は売出しを行う場合には、その見込み価格を用います。

上場申請に係る公募又は売出しの見込み価格とは、有価証券届出書に記載される株券の発行価額の総額又は売出価額の総額（見込額）の算定のもととなった価格（いわゆる想定発行価格、想定売出価格）をいいます。

＜申請会社が上場会社の場合＞

上場申請に係る公募又は売出しを行う場合には、「公募又は売出しの見込み価格」と「上場を承認する日の前々日以前 1 か月間（注 1）における株式の最低価格（注 2）」のいずれか低い価格を用います。また、上場申請に係る公募又は売出しを行わない場合には、上場を承認する日の前々日以前 1 か月間における株式の最低価格を用います。

（注 1）上場を承認する日の前々日は、カレンダーベースでカウントします。例えば、上場を承認する日が 11 月 2 日の場合は、曜日に関係なく、10 月 1 日から 10 月 31 日までが対象の期間となります。

（注 2）最低価格とは、その株式が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における、対象期間各日の最終価格（終値）のうち最低の価格をいいます。したがって、気配値段や立会時間外、市場外での取引価格、取引時間中の最低価格（安値）は含みません。

（注 3）申請会社が保有する自己株式について、自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る自己株式は、消却したものとみなして算定します。（規則第 212 条第 1 項第 2 号）

5 虚偽記載又は不適正意見等及び上場会社監査事務所による監査

- (1) 「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること（注 1、2）。

（規程第 216 条の 3 第 5 号 a（規程第 212 条第 6 号 a の準用））

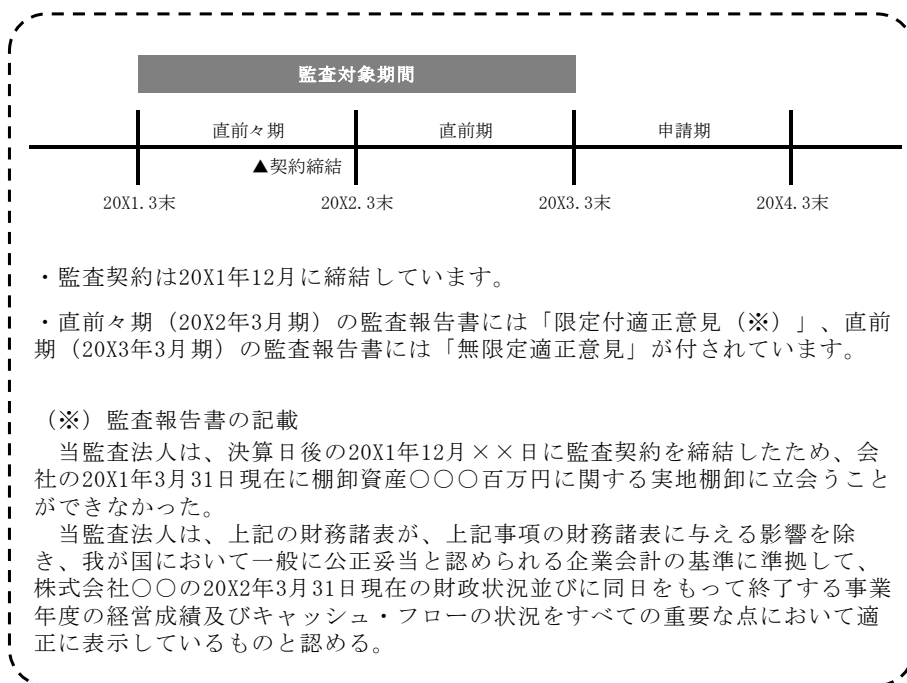
- (2) 「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近 1 年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること（注 3）。

（規程第 216 条の 3 第 5 号 a（規程第 212 条第 6 号 b の準用））

監査意見が「無限定適正意見」であっても、継続企業的前提に重要な疑義が認められるとして監査報告書に追記情報が記載されている場合には、スタンダードは規程第 216 条の 5 の中で「企業の存続性」を、グロースは規程第 216 条の 8 の中で「企業の成長可能性」を審査項目としていることから、申請事業年度において、四半期レビュー報告書等の当該事項に係る追記情報の記載がなくなる等、原則として、継続企業的前提に関して重要な疑義を抱かせる事象等が解消していることが審査上求められます。

- (注 1) 例えば、直前々期の期首後に監査契約を締結して監査を実施したために、期首残高の妥当性の検証が困難であることや、必要な監査時間が確保できないことなどにより、直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付された場合であっても、申請が可能です。

（例）直前々期の監査報告書に「限定付適正意見」が付されて上場したケース



- （注2）天災地変など申請会社の責めに帰すべからざる事由により「意見の表明をしない」旨の記載がなされている場合でも申請は可能です。
- （注3）比較情報に対する事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合は、申請は可能です。
- （注4）継続企業の前提に関する事由により、監査報告書に「不適正意見」等（（2）の場合は「限定付適正意見」を含む。）が付されている場合は、申請が可能です（「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書を除く）が、その場合には、不適正意見等が付された経緯等を審査の過程で確認することとなります。

- (3) 上記監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（注1）に虚偽記載（注2）を行っていないこと。

（規程第216条の3第5号a（規程第212条第6号cの準用））

（注1）有価証券報告書等とは、以下のものをいいます。

- ・ 有価証券届出書及びその添付書類並びに当該有価証券届出書に係る参照書類
- ・ 発行登録書及び添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類
- ・ 発行登録追補書類及び添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類
- ・ 有価証券報告書及び添付書類
- ・ 半期報告書
- ・ 四半期報告書
- ・ 目論見書

（注2）「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令又は課徴金納付命令若しくは告発を受けた場合、又は訂正届出書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいいます。

- (4) 新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと。

- (a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。
- (b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること（※）。

（規程第216条の3第5号a（規程第212条第6号dの準用））

（※）内部統制報告書に係る監査証明の免除を選択可能な期間において、監査証明の免除を行っている場合は除きます。

- (5) 「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）（当取引所が適当でないとする者を除く。）の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

（規程第216条の3第5号a（規程第212条第6号の2の準用））

資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、更には国際会計基準の導入や、会計基準・監査基準の大改訂、上場会社における粉飾決算の発生など、公認会計士監査を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が公表する財務諸表等に対して公認会計士が独立の立場から実施する監査について、その信頼性の一層の向上が求められております。

このような企業や会計・監査を取り巻く状況に鑑みると、これまで以上に組織化された監査体制が望まれ、また、主要な担当者が長期間継続して同一の会社の監査業務に従事することは独立性確保の観点から好ましいことではありません。

したがって、東証としては、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）による監査を受けること及び当該監査が監査法人または複数の公認会計士による共同監査によって行われていることを新規上場申請者に求めています。

また、監査体制の充実や独立性確保の観点から、上場会社監査事務所部会へ「組織形態」が監査法人または共同事務所として登録が行われ、組織的監査体制が整備された監査法人又は共同事務所を監査人として選定していただきたいと考えております。

なお、継続監査は基準上は要件としていませんので、監査契約の締結時期については、監査法人等の判断に基づくこととなります。

6 株式事務代行機関の設置

株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関（注）に委託しているか、または株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること。

（規程第 216 条の 3 第 5 号 b（規程第 205 条第 8 号の準用））

上場申請日までに、東証の承認する株式事務代行機関に株式事務を委託しているか、又は、株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていることが必要です。

（注）東証で現在承認している株式事務代行機関は、信託銀行並びに、東京証券代行㈱、日本証券代行㈱及び㈱アイ・アールジャパンの各社です。

7 単元株式数及び株券の種類

（1）単元株式数が、上場のときに100株となる見込みのあること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない（注1）。

（規程第216条の3第5号b（規程第205条第9号の準用））

東証では、投資者をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、全上場会社の売買単位（注2）を最終的に100株に統一することを目標としており、新規上場の申請会社においては、その売買単位（単元株式数）をあらかじめ100株に設定していただくことを求めています。

具体的には、上場申請の際に、定款等諸規則や登記事項証明書等の上場申請書類に基づき単元株式制度採用の有無及び単元株式数を確認します。上場申請の段階で単元株式制度を採用していない場合や単元株式数が100株で無い場合は、審査期間内に単元株式制度の採用・単元株式数の変更を行っていただくこととなります（注3）。

国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であっても、単元株式数が100株である必要があります。

- （注1）施行規則で定める場合とは、相互会社が株式会社に組織変更して上場するケースのように、上場時に多数の単元未満株主が生じることが見込まれる場合等を指します。
- （注2）金融商品取引所における売買は、銘柄ごとに定める単位の整数倍の数量によって行われますが、この単位のことを売買単位といいます。売買単位は、原則として、単元株式制度の採用会社については1単元の株式数、単元株式制度の非採用会社については1株となります。
- （注3）定款、登記事項証明書、社内諸規則、「Iの部」等の新規上場申請に係る各種書類については、審査期間内に記載内容を変更し、ご提出いただく必要があります。
- （注4）なお、単元株式制度の採用・単元株式数の変更に際して必要になると考えられる手続きは、下記表のとおりです。

（表）単元株式数を100株にするために必要となる手続き

単元株の取扱い	手続きの方法			
増加・設定のみ	株主総会特別決議			
増加・設定と株式分割を同時に実施	分割比率が単元株式数の増加・設定比率以上	発行可能株式総数の増加が不要	取締役会決議	
		必要	2以上の種類株式を発行している	株主総会特別決議
	していない		取締役会決議	
上記未満	株主総会特別決議			
減少のみ	取締役会決議			
減少と株式併合を同時に実施	株主総会特別決議			

（2）新規上場申請に係る株券等が内国株券である場合は、原則として、次のaからcまでに掲げる株券のいずれかであること。この場合において、bに掲げる株券にあっては、当該株券以外に新規上場申請を行う銘柄がないこと。

- a. 議決権付株式を1種類のみ発行している会社における当該議決権付株式
- b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式
- c. 無議決権株式

（規程第216条の3第5号b（規程第205条第9号の2の準用））

8 株式の譲渡制限

新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること。

（規程第216条の3第5号b（規程第205条第10号の準用））

株式会社は、定款において株式の譲渡につき制限を設けることができますが、金融商品取引所は不特定多数の投資者が参加する流通市場であり、市場における売買取引に基づく株式の移転についての制限は、制度としてなじまないものです。したがって、上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないことになる見込みのあることが必要です。

このため、上場申請に係る株式について譲渡制限の制度を設けている会社は、審査期間内に定款を変更し、当該変更事項を反映した登記事項証明書等を提出していただくことが必要です。

（注）放送法、航空法などの特別の法律により株式の譲渡制限が行われ、かつ、その制限の内容が東証の市場における売買を阻害しないものと認められる場合は、例外として取り扱います。

9 指定振替機関における取扱い

当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

（規程第216条の3第5号b（規程第205条第11号の準用））

金融商品取引所に上場する内国株券は、振替法に基づき指定振替機関における株式等振替制度の対象となります。なお、振替法に基づき株式会社証券保管振替機構（以下「保振」といいます。）が指定振替機関に指定されています。

したがって申請会社の株式は、既に保振の取扱い対象であるか、又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあることが必要となります。

申請会社の発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象となるためには、当該申請会社が株券不発行会社であることが求められていることから、申請会社が株券発行会社であり、かつ、株券不発行に係る手続きを完了していない場合には、審査期間終了までに株券不発行に係る手続きを行う必要があります。また、上場承認後（原則として上場承認日）に保振に対して、上場する株式を保振が取り扱うことに同意する旨を記載した、保振が定める同意書を提出する必要があります。

グロース基準

グロースにおける①、②、⑤から⑨までの形式要件は、基本的にスタンダード基準と同様となりますので、スタンダード基準を参照してください。

以下においては、スタンダード基準とは異なる、③純資産の額及び④利益の額又は時価総額の2基準について解説します。

○純資産の額

上場日における純資産の額が正となる見込みのあること。

(規程第216条の6第1号)

グロースでは、上場日における純資産の額が正となる見込みがあることが必要です。純資産の額の計算方法については、スタンダードと同様です。

○利益の額又は時価総額

グロースには、当該基準はありません。

スタンダードと異なり、過去の利益水準よりも将来の成長可能性を重視しているため、利益の額についての審査基準は設けておらず、時価総額の規模に係わらず、赤字の会社も審査対象となります。

ただし、審査の内容における「企業の成長可能性」として、将来の成長性を示す適切な事業計画を有し、当該事業計画を推進するための組織体制が整備、運用されていることを求めています。